



Vol. 7 ★労働協約の解約について

弁護士 向井 蘭
狩野・榎本・岡法律事務所

労働協約について

第1 労働協約とは何か

労働協約とは、「労働組合と使用者またはその団体との間の労働条件その他に関する協定であって、書面に作成され、両当事者が署名または記名押印したもの」をいいます。

このように説明するとよくわかりませんが、要するに労使間の合意文書を労働協約といいます。

第2 「覚書」、「団体交渉議事録」も労働協約になるか？

上記のとおり、労使間の合意文書の表題が「覚書」、「了解事項」等の名称であっても、労働協約になり得るのです。

よく、労働組合が団体交渉終了後、団体交渉議事録を作成し、双方署名押印を求める場合があります。しかし、このような団体交渉議事録であっても、署名すればその内容によっては労働協約となってしまうのです。

第3 解雇等協議・同意約款

労働協約に、解雇・配転等について労働組合と協議する旨、あるいは労働組合の同意を得る旨の条項が定められていることがあります。

団体交渉の1回目に、労働組合から強く言われて、使用者が「労働組合の同意がな

ければ、組合員の配転・解雇をすることができない」との合意書にサインしてしまうことがあります。

このような協約に反し、解雇等を行った場合はどうなるのでしょうか？

労働協約には、規範的効力という効力が認められています。詳細な説明は省きますが、労働協約中の「労働条件その他の労働者の待遇に関する基準」に違反する労働契約を無効とし、無効となった部分は労働協約上の基準によるところとなることをいいます。

裁判所は、「労働組合の同意がなければ、組合員の配転・解雇をすることができない」との条項が「労働条件その他の労働者の待遇に関する基準」に当たると判断して、組合の同意を得ない解雇を無効であると判断することが多いのです。

使用者は、労働組合が何と言っても、このような条項を絶対に結んではいけません。

使用者が労働組合とこのような条項を結んでしまった場合は、労働協約を解約せざるを得ません。

労働協約の解約については次号で詳しく述べます。

お気軽にご相談ください

弁護士向井蘭に御用の場合は、お気軽にお電話ください。

弁護士 向井 蘭 (E-mail:r.mukai@mbm.nifty.com)

狩野・榎本・岡法律事務所

TEL:03-3288-4981 FAX:03-3288-4982

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2-6 第2泉商事ビル8階

執務時間:10:00~17:00